

## 酒々井町農業委員会 7 月総会会議録

令和元年 7 月 4 日（木）

分庁舎 2 階第 2 多目的室

午後 3 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

局長 それでは、定刻になりましたので会長お願いします。

（会長あいさつ）

局長 それでは総会に移りたいと思いますので、会長お願いいたします。

会長 それでは、ただいまから令和元年 7 月の農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の総会は、議案 2 件、専決処理報告 2 件ですので、よろしくお願いします。

局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8 名中、8 名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、5 番石橋義弘委員、6 番京増孝一委員を指名します。また、書記に事務局の木村副主査を任命します。

議長 それでは、第 1 号議案 農用地利用集積計画についてを議題とし、事務局より説明願います。

局長 第 1 号議案 農用地利用集積計画について、説明させていただきます。資料の 2 ページをご覧ください。貸付者は、上岩橋在住者、借受者も、上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地 3 筆で、地目は田、面積は合計で 2,776 m<sup>2</sup>、利用計画は田です。賃借料は、米 210 kg で、10a 当たり米 75 kg です。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する各要件を満たしております。備考ですが、前回は、平成 26 年 8 月 1 日から 5 年間設定されておりましたが、終期が来ることから再設定しようとするもので、設定期間は 5 年ということです。位置につきましては、3 ページの位置図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当推進委員は、小坂推進委員によ

ろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 綺麗に耕作されており、再設定ですので、特別ありません。

議 長 地区担当推進委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようですので、これから採決を行います。第1号議案農用地利用集積計画について、原案のとおり答申することに賛成の方は、挙手をお願いします。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり答申することに決定します。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請についての整理番号1について、事務局より説明願います。

局 長 第2号議案 農地法5条許可申請についての整理番号1について、説明させていただきます。資料の4ページをご覧ください。  
譲受人は、佐倉市大蛇町在住者、譲渡人は、本佐倉在住者です。申請地は、本佐倉の農地1筆で、地目は畑、面積は、24㎡です。申請理由は、中古車展示場用地で、権利の種類は、所有権の移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。5ページの位置図と6ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用につきましては、残高を確認する資料が添付されており、過去に農地転用の違反等もなく、また、中古車販売業を営むのに必要な古物商許可書も添付されており、資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後に即着手し、9月末に事業を開始する予定とのこと。周辺農地の営農への支障については、碎石による整地のみで、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われ。なお、他法令関係については、9ページの土地利用計画図をご覧くださいと思いますが、道路境界は確定しており、町道に特段手を加える訳ではないため、施工承認等の手続きは不要とのこと、まちづくり課に確認済みです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は、私ですので補足説明します。

石渡農業委員 この農地は、先代同士で売り買いがされていたとのことで、今後どうしたらよいか相談があったのですが、事務局と検討した中で、通常通り5条で所有権移転するように指導し、今回、中古車の展示場で申請が上がったものであります。面積も小さいので特段問題は無いと思います。

議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京増農業委員 面積が24㎡になっていますが、そんなに小さいのですか、計画図には倍くらいになっていますが、どうなのですか。

局 長 面積は、登記簿上です。実測は倍くらい有るようです。

議 長 何か疑問点等がございましたら、申請人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 次に、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

局 長 第2号議案 農地法5条許可申請についての整理番号2について、説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。  
譲受人は、東京都港区に住所を有する法人、譲渡人は、大網白里市在住者です。申請地は、篠山新田の農地1筆で、地目は畑、面積は、2,014㎡です。申請理由は資材置場用地で、権利の種類は、所有権の移転です。立地基準ですが、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。11ページの位置図と12ページの公図を参考にいただければと思います。資力及び信用につきましては、残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もなく、また、会社経歴書により平成15年からゴルフ練習場を運営しており、平成18年に資本金を増資するなど、経営に問題は無いと思われ、資力及び信用性に問題はあります。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後、着工、着工後2ヶ月の10月下旬に完了の予定です。周辺農地の営農への支障については、整地転圧のみであり、また、汚水雑排水等は発生せず、日照、

通風への影響もなく、特に営農への支障はないと思われます。なお、他法令関係については、15 ページの土地利用計画図をご覧いただきたいと思いますが、車両が申請地を出入りする際、町道を利用することとなりますが、道路境界は確定しており、町道に特段手を加える訳ではないため、施工承認等の手続きは不要とのことで、まちづくり課に確認済みです。  
以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当農業委員は宮田委員でよろしいですか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

宮田農業委員 現況は、雑種地の様な状態であり、今後耕作は出来ないように思われます。特段問題は無いと思います。

議 長 地区担当農業委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。

議 長 それでは、これから現地確認を行います。なお、現地確認後 10 分間の休憩をとりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(現地確認)

議 長 それでは休憩をときまして、会議を再開します。  
先ほど現地を確認しました農地法第 5 条許可申請の整理番号 1 について、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請者 佐倉市大蛇町に住んでおります、〇〇と申します。

議 長 今、提出されました農地法第 5 条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請者 長年、この土地の利用を検討していましたが、サラリーマンを定年したので、今後地域で何か貢献出来る事は無いかと考え、中古車展示場を行うことにし、今回申請させていただきました。

議長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

議長 長 特にないようですので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

議長 長 それでは、ただいま質疑応答が終わりました、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号1について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局長 長 挙手全員です。

議長 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号1につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議長 長 次に、議案第2号 農地法第5条許可申請の整理番号2について、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

議長 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請者 ○○株式会社の○○と申します。酒々井町でゴルフ練習場を営んでおります、よろしく申し上げます。

議長 長 今、提出されました農地法第5条の許可申請について、現地確認を行い、審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明願います。

申請者 ゴルフ練習場で発生する資材について、仮置き場を検討していたところ、隣接の農地所有者の方と合意が出来ましたので、今回、申請することになりました。許可を頂けましたら、資材置き場として所有権移転を行いたい

と考えています。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

宮田農業委員 隣接する山林も購入予定ですか。

申 請 者 山林も購入します。

飯田農業委員 土砂の埋立は行わないことよろしいですか。

申 請 者 現状の整地のみでございます。

議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

議 長 それでは、ただいま質疑応答が終わりました、第2号議案 農地法第5条許可申請の整理番号2について採決を行います。許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

局 長 挙手全員です。

議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農地法第5条許可申請の整理番号2につきましては、許可相当とすることに決定し、県に進達します。

議 長 次に、専決処理報告に移ります。農地法第4条1件及び第5条1件ですが、関係性がありますので一括での報告をお願いします。

局 長 はじめに、農地法第4条の届出について説明をさせていただきます。資料の16、17、18ページをご覧ください。届出者は、上岩橋に住所を有する法人です。届出地は、酒々井の農地1筆で、登記地目は畑、現況地目も畑、面積は413㎡、届出理由は駐車場用地です。備考ですが、令和元年6月17日付け、酒農委第4号の6で受理証明を出させていただいております。続きまして、農地法第5条の届出について説明させていただきます。資料の19、20、21ページをご覧ください。譲受人は、上岩橋に住所を有する法人、譲渡人は、酒々井在住者です。届

出地は、酒々井の農地1筆で、登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は889㎡、届出理由は共同住宅用地です。権利の種類は、所有権移転です。備考ですが、令和元年6月24日付け、酒農委第5号の5で受理証明を出させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですので、よろしくをお願いします。

議 長 その他、事務局より何かありますか。

局 長 その他といたしまして、耕作放棄地調査と、ふるさとまつりへの参加についての説明をさせていただきます。

まず、耕作放棄地調査についてですが、例年実施しております調査でございます。お配りしました図面により、7月から8月までで、農業委員さんと推進委員さんで担当地区を分担し、調査をお願いします。

次に、今年度のふるさとまつりへの参加についてですが、今年度は11月23日(土)に農産物共進会を、11月24日(日)にまつりを実施する予定でございます。今年度についての参加・不参加の意向の確認及び参加の場合の事業計画についてを確認させていただきたいと思っております。

各 委 員 例年通りで参加しましょう。

局 長 例年通り参加、玉子の掴み取り及び農地アンケート調査を実施することになりましたので、後日、当日の分担表をお配りし、ご都合を確認させていただきます。

以上でございます。

議 長 他にありますか。

局 長 特にありません。

議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

局 長 8日の木曜日はいかがでしょう。

議 長 ただ今、8日の木曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょう。

特にないようなので、来月の総会は、8日の木曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、専決処理報告、その他が終了しましたので、総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。